

ポリファーマシー対策事業に関する Q&A (2021.9.17 版)

問1. ポリファーマシー対策事業の処方変更後の体調チェック表は患者さまに書いてもらう表現に感じたが、これは薬剤師が書くのか？患者さまに書いていただくのか？どちらでしょうか？

(答)基本的には患者さんに書いていただくことを想定していますが、患者さんご自身で書くのが難しい場合は、薬剤師が書いても良いです。ただし、体調チェック表の「事前」、「事後」は、記載者(患者もしくは薬剤師)が同じになるようにしてください。

例)事前は患者が記載、事後は薬剤師が聞き取り → ×

問2. ポリファーマシー対策事業において、長期処方日数のため12月内で結果が出せない場合には、報告しなくてよいのか、途中までで報告すべきか、教えてください。

(答)薬局に通知を持参された件数も重要な結果となります。途中まででも構いませんので、ご報告ください。

問3. 通知の件数が少なく思えますが、今回の通知対象者は国民健康保険加入者のみですか？

(答)その通りです。今回、国保が行っている保険者努力支援制度(市町村)「重複・多剤投薬者に対する取組」の対象者に送付しております。

後期高齢者、社会保険加入者等に関しては、薬局の薬剤師が適正化を必要と判断した方に含まれますので、対象者がいましたら積極的に参加してください。

問4. 今回の事業に関しての医師会への説明はどのように行われているのでしょうか？

(答)県医師会に事業説明を行っており、県医師会から各地域の医師会へ事業内容の説明および薬剤師から報告書が届く旨の案内をしていただいております。

問5. 当事業開始(9月1日)前に医師へ減薬の提案をし、現在結果待ちの状況です。これから、患者の体調チェック等に行えます。対象者としてよいのでしょうか？

(答)体調チェックがこれからできるのであれば、対象者としていただいて構いません。

問6. この事業に参加することにより「服用薬剤調整支援料1, 2」「服薬情報等提供料」の算定は可能でしょうか？

(答)算定要件を満たせば可能です。しかし、服用薬剤調整支援料2を算定したのち、当該提案により2種が減薬になり、服用薬剤調整支援料1の要件を満たした場合でも、服用薬剤調整支援料1は算定できません。

また、服用薬剤調整支援料2を算定した際、これにかかわる情報提供に関しては、服薬情報提供料を算定できませんので注意してください。

問7. レセプト抽出時のがん、精神疾患、血友病等に関する治療薬は除くとありますが「等」には、どのような疾病が含まれるのでしょうか？

(答)複数あるため3例が挙げられていますが、例えば透析患者、ホルモン療法、末梢疾患のような疾病も想定されているようです。

しかし、薬剤師が適正化を必要と判断した方については、疾患、剤数等の縛りはありませんのでその限りではありません。

問8. 病院の薬剤部への事業説明はしていますか？

(答)県薬では行っておりません。必要に応じて地域薬剤師会でご対応ください。